



第5章

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の 推進

1. 学校等での取り組み

こどもは、豊かな感性、柔軟な心、未知の世界への探求心や冒険心を持ったあらゆる可能性を秘めた存在であり、その健やかな成長を図るよう社会全体で支援していくことが大切です。

また、こどもは自分の意見を十分に表明できない立場にあり、人権侵害を受けやすい状況に置かれているという事実があります。

少子化、家族形態の多様化等の進行によって、子育て家庭は、不安、孤立、ストレスに見舞われやすく、家庭における子育て力や教育力の低下が指摘されている中、こども自身が自らを肯定的に受け止め、自らの人権について理解でき、実際の生活に活かすことができる取り組みが求められています。

(1) 就学前における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に一人ひとりのこどもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって欠かすことができません。

認定こども園等、すべての就学前のこどもたちが遊びや体験、自然や人とのふれあいなど、さまざまな体験をしていくことにより、豊かな心を養い、また、他の乳幼児との関わりの中で、自分を大切にする感情や他の人への思いやり、多様性(ダイバーシティ)を認め合う気持ちなど、社会生活上のルールやマナーを身につけることが重要です。そのため、友だちを大切にする心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。

■ めざす姿(目標)

乳幼児期からこどもたちが自分を肯定的に受け入れ、他者を尊重し、多様性を認め合う心を育むための体系的で質の高い人権教育を推進する。
家庭とも連携し、保護者の人権教育への理解を深める。

■ 取り組みの方向

- ✓ 乳幼児期におけるこどもの自己肯定感や他者への思いやり、多様性の尊重等を「遊びからの学び」を実践するための、体系的な教育プログラムや教材の開発・普及を推進します。
- ✓ 保育者等に対して、乳幼児期の人権教育に関する専門的な知識と指導技術を習得するための、継続的かつ実践的な研修機会を確保します。
- ✓ 保護者に対し、家庭での人権教育の理解を深めていただくため、啓発リーフレットの配布や保護者のニーズに応じた研修会・勉強会を積極的に開催します。
- ✓ 就学前施設と小学校との連携を強化し、発達段階に応じた人権教育の連続性を確保します。

◆ 本審議会の意見

- ・就学前における人権教育を充実させる。
- ・こどものデジタルに関する権利を含め、「子ども権利条約」のさらなる周知を図る。
- ・こどもの声を聴く仕組みを充実させる。

No.	主な取り組み	庁内関係課
1	<p>認定こども園等における人権教育推進の支援</p> <p>認定こども園等では、自分を大切にできる感情とともに、友だちを大切にできる心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。</p> <p>(例)協同的な遊び、話し合い活動</p>	<p>こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター</p>
2	<p>認定こども園等と小学校との連携の推進</p> <p>認定こども園等において、すべての就学前のこどもたちと小学校の児童が交流できるよう取り組みを支援していきます。</p> <p>(例)小学校一斉授業見学(体験)、幼保こ小合同研修会</p>	<p>こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター</p>

(2) 学校における人権教育の推進

同和教育から出発した本市の人権教育は、障がいのあるこども、韓国・朝鮮、中国やベトナムなど日本と異なる文化にルーツを持つこどもなど、たくさんのこどもたちとの出会いを通して、それぞれが持つ人権課題の克服に向けて、多様性(ダイバーシティ)を尊重しあい、ともに生きる力を育む教育を推進してきました。

本市では、2004(平成16)年には、「人権教育基本方針」を策定し、人権尊重の教育を基盤として人権教育の深化・充実に努めています。学校は、人権教育の基礎を養う場であり、児童・生徒の発達段階に応じ、人権課題を一人ひとりの課題としてとらえることが必要です。学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることが大切であり、すべてのこどもの自己実現をめざす人権教育を推進していきます。

また、これまで本市において進めてきた同和教育の実践に学びながら、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習時間等を活用し、教育活動全体を通じて、さらに人権教育を推進していきます。

その際に、急速な情報化社会の進展による携帯電話やスマートフォン、ゲーム機、インターネットをめぐる問題、いじめ問題、「障害者差別解消法」の施行による障がいのあるこどもたちへの支援や配慮、情報モラル^{P134}や情報リテラシー^{P134}の向上等、新たな人権課題についても取り組んでいく必要があります。

また、さまざまな体験を通して、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動するなど「生きる力」を育み、人権課題を解決する資質や能力を育てる必要があります。自らの良さに気づき、自己を肯定する感情を育み、互いの違いを認め尊重しあい、一人ひとりが自分のことを大切に思うとともに、自分以外の人を大切にできる人権感覚を養い、自らの生活に活かすことが大切です。

こども一人ひとりの人権が尊重され、学校がこどもにとって楽しく、安心できる居場所になるように、自分と他の人の大切さが認められるような環境としての学級・学校づくりを進めていく必要があります。

さらに、2019(令和元)年度より本市のすべての中学校区で取り組んでいる小中一貫教育の理念にもとづき、義務教育9年間の育ちと学びを見通した人権教育を展開していく必要があります。

■ めざす姿(目標)

学校教育全体を通じて、児童生徒が人権尊重の精神を体得し、多様な人々との共生をめざし、人権問題解決に向けて主体的に行動できる資質・能力を育む。
特に、社会の複雑化・多様化に対応できる実践的な人権教育を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ こども自身が主体的に自らの権利を学ぶため、さまざまな体験を通したソーシャルスキルを育む教育を推進します。
- ✓ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育のあらゆる場面における体系的な人権教育カリキュラムの策定を促します。
- ✓ 人権問題を児童生徒が自分事として捉え、行動変容を促すような参加体験型学習や、人権課題の当事者や被害者の声を聞く機会を積極的に導入します。
- ✓ 人権教育の準備や実践を支援するための効果的な教材・プログラムの開発を進めるとともに、教員間の情報共有・連携を促進します。
- ✓ 地域の人権擁護委員や専門機関、NPO等との連携を強化し、学校内外で多様な学習機会を提供できるよう、共同企画や人材活用を推進します。

◆本審議会の意見

・学校における人権教育を充実させる。

No.	主な取り組み	庁内関係課
3	<p>人権学習指導の充実</p> <p>各学校で作成している人権学習指導計画の一層の充実を図り、小中一貫教育の理念を活かした中学校区の組織的、計画的な人権教育に取り組みます。児童生徒が人権問題を自分事として捉え、行動に繋げるための実践的な指導方法の検討と普及に取り組みます。</p> <p>(例)人権教育実践交流会、校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会</p>	人権教育課
4	<p>気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法の導入</p> <p>自他の持つかけがえのない生命についての学習や互いを尊重する対人関係スキル等の学習を積極的に取り入れるとともに、参加体験型の学習手法の導入など、気づきを通じて自尊感情を高めるとともに他者への共感する心を育む教育の推進に努めます。</p> <p>(例)パラアスリート^{P139}・助産師等による講演会</p>	人権教育課
5	<p>人権学習に関する指導方法や教材開発の推進</p> <p>八尾市人権教育研究会や八尾市在日外国人教育研究会、人権課題の当事者団体やNPO等と連携しながら、実践の交流と研究に努め、人権教育の優れた実践例の収集や、情報の積極的な提供を行い、こどもの意識や実態、発達段階に応じた指導方法の工夫や教材の開発等に努めます。</p> <p>(例)研究協力員による人権学習プログラムの開発、授業公開</p>	人権教育課

No.	主な取り組み	庁内関係課
6	<p>男女平等、男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進</p> <p>性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の取り組みに努めます。</p> <p>(例)校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会</p>	人権教育課
7	<p>こどもの人権にかかる条約等の学習の推進</p> <p>普遍的な視点から人権を理解するために、「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」などの人権に関する国際的な宣言や条約の理念について学ぶことができるよう努めます。</p> <p>(例)子どもの権利条約リーフレットの配付</p>	こども若者政策課 人権教育課
8	<p>教育にかかる相談体制の充実</p> <p>いじめ^{P128}や不登校などの課題に対する学校における相談体制の充実を通じて、さまざまなこどもの人権を守る取り組みを推進します。</p> <p>(例)スクールカウンセラーの活用</p>	学校教育推進課 人権教育課 教育センター
9	<p>こどもが主体的に人権について学ぶ取り組みの推進</p> <p>参加体験型の人権学習の取り組みが一層重要になっており、こどもが自らの権利について知るとともに、主体的に人権について考え学び、自分の生活に活かす力を持てるよう努めます。</p> <p>(例)人権学習プログラムの開発、各学校への教材の情報提供</p>	人権教育課

No.	主な取り組み	庁内関係課
10	<p>携帯電話等の電子媒体やインターネットなどにおける危険性の周知および情報リテラシー教育の推進</p> <p>携帯電話、スマートフォン、ゲーム機やインターネット利用をめぐる危険や正しい使い方について周知し、事故の未然防止に努めます。特に、責任ある情報発信、フェイクニュースの見極め方など、情報リテラシーの向上に取り組めます。</p> <p>(例)校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会</p>	<p>学校教育推進課</p> <p>人権教育課</p>
11	<p>暴力を防止する教育の推進</p> <p>いじめ、虐待、デートDV^{P137}など子どもをめぐるさまざまな暴力に対する学習機会の提供に努めます。</p> <p>(例)脱いじめ傍観者教育、デートDV予防啓発リーフレットの配付</p>	<p>人権政策課</p> <p>人権教育課</p>
12	<p>共に学び共に生きるインクルーシブ教育推進</p> <p>障がいへの偏見や差別をなくすため、障がいに対する正しい理解が進み、認識が深まる教育を推進します。</p> <p>(例)障がい理解研修、交流及び共同学習、障がい理解啓発冊子</p>	<p>人権教育課</p> <p>教育センター</p>
13	<p>学校・地域・八尾市PTA協議会の連携</p> <p>すべての小学校・中学校・義務教育学校において、学校と学校評議員等地域関係者と八尾市PTA協議会が連携し、開かれた学校づくりの推進に努めます。</p> <p>(例)家庭教育力UPサポート事業</p>	<p>生涯学習課</p>
14	<p>特別支援教育の推進</p> <p>障がいのある子どもも周りの子どもたちも、一人ひとりの特性に応じて、子どもたちの人権を守る取り組みを推進します。</p> <p>(例)学校施設の改善、特別支援教育に関する研修</p>	<p>教育センター</p>

(3) こどものいじめ防止等の取り組みの推進

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化し、いじめの問題についても複雑化、多様化、深刻化する傾向があり、社会全体で、いじめは重大な人権侵害であるとの認識を共有する必要があります。「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体でいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進していきます。

また、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校の実情に応じ、集団づくり等を通して、いじめの防止等に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、すべての子どもをいじめから守るため、学校・教育委員会とは別に、市長部局にいじめに関する相談窓口を設置することにより、市長部局と教育委員会がより一層連携し、オール八尾市でいじめの未然防止と早期解決を図るため、2020(令和2)年10月にはすべての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定し、市長部局と教育委員会が連携し、いじめから子どもを守るための取り組みを推進します。

その後、機構改革により2024(令和6)年4月に「いじめから子どもを守る課」から、子ども若者部「子ども・いじめ何でも相談課」として設置され、継承されました。

■ めざす姿(目標)

いじめは重大な人権侵害であるとの認識を社会全体で共有し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底することで、すべての子どもがいじめのない環境で健やかに成長できる社会を実現します。

■ 取り組みの方向

- ✓ 「いじめ防止対策推進法」^{P129} や「八尾市いじめから子どもを守る条例」の趣旨に基づき、すべての教職員がいじめ対応に関する正しい知識と実践的スキルを習得できるよう、研修を強化します。
- ✓ いじめの潜在化やインターネット上のいじめに適切な対応するためへ、匿名性の高いいじめへの実態把握方法や加害者の特定、適切な指導に関するノウハウの構築に努めます。

- ✓ 弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家との連携を一層強化し、いじめ対応支援チームの活動を充実させます。
- ✓ こどもたちが主体的にいじめ問題に向き合い、解決に向けて行動できるような「脱いじめ傍観者教育」、「SOSの出し方教育」や「生命(いのち)の安全教育」などの参加体験型プログラムを実施します。
- ✓ 保護者や地域住民に対し、児童虐待防止の観点を含め、いじめ防止に関する啓発活動を強化し、早期発見・早期対応につながる地域ネットワークを構築します。

◆本審議会の意見

・こどものいじめ防止等の取り組みの充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
15	<p>いじめ防止等に向けた取り組みの推進</p> <p>すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」や「八尾市いじめ防止基本方針」の趣旨に則った対応ができるよう、教職員研修の充実を図ります。</p> <p>弁護士や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の積極的な活用により、相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>(例)初任者や管理職、学校においていじめ対応を主に行う教職員を対象とした研修、学校への指導助言</p>	人権教育課
16	<p>いじめから子どもを守るための取り組みの推進</p> <p>「八尾市いじめから子どもを守る条例」に基づき、すべてのこどもをいじめから守るため、相談体制を整備した中で、いじめの早期発見、早期解決をめざします。</p> <p>(例)いじめ防止啓発カードの作成・配付、弁護士による研修の実施</p>	こども・いじめ何でも相談課 人権教育課

(4) 保育・教育関係職員への人権研修の推進

認定こども園等、すべての就学前施設において、一人ひとりのこどもの人格や個性を尊重し、豊かな人間性を育むため、研修等を通じて人権についての知識や理解を深め、豊かな人権意識を醸成するなど、職員の資質の向上に努めていきます。

また、学校においては、教職員が子どもたちを取り巻く状況を理解し、より一層豊かな人権感覚や感性を身につけるとともに、いじめや不登校等の実態を踏まえた今日的な課題に対応するなど、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上を図ることができる人権研修の実施に努めていきます。

■ めざす姿(目標)

保育・教育関係職員が、最新の人権課題に関する深い知識と実践的な指導力を身につけ、日々の教育・保育活動において人権尊重の視点を徹底し、子どもたちの人権を守り育む専門職集団となるよう、効果的な研修機会を提供する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 教職員の興味関心を引き出すような、時事性の高いテーマや実践的な内容を取り入れた人権研修プログラムを開発・提供します。
- ✓ 研修効果を最大限に高めるため、具体的な事例分析やロールプレイング等の参加体験型の手法を導入し、知識が実際の行動変容に繋がるよう工夫します。
- ✓ 管理職から新規採用職員まで、職階に応じた体系的な研修を継続的に実施し、特にこどもへの愛情や教育への使命感、実践的な指導力を持つ人材の育成を強化します。
- ✓ 保育・教育関係職員自身によるこどもの人権侵害(体罰^{P137}、暴言等)を許さない取り組みを進めます。

◆本審議会の意見

- ・保育・教育関係職員への人権研修の充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
17	<p>保育者への人権研修の充実</p> <p>保育者が自らの資質の向上に努め、人権に対する気づきを促すとともに、新たな課題に対応した人権研修などの充実に努めていきます。</p> <p>(例)人権教育研修講座、幼児教育研修キャリアステージ研修(人権教育)</p>	<p>こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター</p>
18	<p>教職員の職務等に応じた研修の推進と研修内容の浸透</p> <p>教職員の職務に応じた研修として、管理職研修、各学校での人権教育担当教員に対する研修やこれからの教育を担う初任者、新規採用教職員等をはじめ本市の学校での教育活動にあたる教職員を対象とした人権研修などがあり、これらの研修を計画的かつ効率的に実施するとともに、今日的な課題に対応するなど研修内容の充実に努めます。</p> <p>また、研修内容を中学校区で交流し共有することにより、さらなる充実をめざします。</p> <p>(例)管理職研修、人権教育実践交流会</p>	<p>人権教育課</p>

2. 職場での取り組み

職場を取り巻く人権問題として、これまで就職差別に対して応募者の適正や能力以外の事柄で選考しないよう取り組みが行われてきましたが、1975(昭和50)年の部落地名総鑑事件^{P141}や、1998(平成10)年の大阪府内の調査業者による身元調査事件などが発生していました。

近年においては、派遣労働者や契約社員、パートタイマー等の非正規雇用者やフリーランス^{P141}の増加など就業形態が多様化するとともに、技能実習生を含む外国人労働者が増加しています。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の急激な悪化により、正規雇用者よりも先に非正規雇用者の雇用環境に影響が出ています。

また、企業間競争の激化等によって長時間労働やストレスが増大するなど職場環境が変化しており、解雇、配置転換、職場でのいじめ、セクシュアル・ハラスメント^{P136}、パワー・ハラスメント^{P140}、マタニティ・ハラスメント^{P142}、モラル・ハラスメント^{P142}などのハラスメント問題が顕在化してきています。

このような状況の中、2019(令和元)年に「労働施策総合推進法」が改正され、2020(令和2)年6月1日から施行されました。これにより職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務化(中小事業主は2022(令和4)年4月1日から義務化)され、事業主は方針等の明確化・周知・啓発、相談体制の整備、パワー・ハラスメントへの迅速かつ適切な対応のほか相談者等のプライバシー(性的指向・性自認や病歴等の機微な個人情報を含む)の保護等の措置を講じなければならないとされました。また、相談したこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されました。

また、2019(令和元)年4月から「働き方改革関連法」として時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止が順次施行されています。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においてもセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定も改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加え、相談したこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されました。

このような職場環境において、企業等においては、コンプライアンス^{P133}(法令遵守)の取り組みを取り入れる考え方も広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同

参画社会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、「第3次八尾市地域就労支援基本計画」に基づく就労困難者等の雇用、個人情報やプライバシーの保護や環境保護など、さまざまな人権問題の解決に向けて、社会的責任を果たしていくことが求められています。

また、近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっている中、国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持されており、国においても2020(令和2)年に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-25)が策定されました。2022(令和4)年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が示されています。

そして、現代社会における人権侵害は、「差別する意図」が明確な行為だけでなく、無意識のうちに相手を傷つけ、疎外する言動によっても引き起こされています。

これは、私たちが持つ「無意識の思い込みや偏見」(アンコンシャス・バイアス^{P128})を根源とし、職場のコミュニケーションの中で「無自覚な小さな攻撃性」(マイクロアグレッション^{P142})として現れることで、働きづらくなることで休職や離職につながるという問題も生じています。

今後においては、これらの課題が解消され、互いの人権が尊重される職場づくりを進めるために、多様な働き方をしている人びとが参加しやすい人権教育・啓発のあり方を考える必要があります。

(1) 企業等における人権啓発の推進

企業等は、企業活動や営業活動において、社会との関わりが非常に強く、地域や社会の構成員として、いわば「企業市民」として、人権尊重の社会の実現に向けて大きな責任を担っています。労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消をめざし、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を進める必要があります。

また、社会情勢の変化等により、働き方の多様化が進み、非正規雇用の派遣労働者、外国人労働者、パートタイマーやアルバイト等、さまざまな立場の人びとが業務に関わるようになっていきます。加えて、窓口対応での差別事象も生起しており、人権意識をもった窓口対応の推進が必要です。

大阪府では、企業における公正採用を実現するために、「常時使用する従業員数が25人以上の事業所」では人事担当責任者等を「公正採用選考人権啓発推進員」として選任する義務を設けています(全国基準は100人以上の事業所)。

本市においては、市内の企業の自主的な人権啓発組織として、八尾市企業人権協議会が組織され、人権問題等の正しい理解と認識のもとに就職における差別をなくし、差別のないまちづくりの実現に寄与することを目的として、研修の実施、啓発パンフレットの配布や人権情報の発信など、企業における人権啓発活動を支援しています。今後も、八尾市企業人権協議会への加入促進が図られるよう支援します。

また、企業活動における社会的責任を踏まえ、公正な採用選考の実施、男女間における賃金や昇進等の格差の是正、障がい者の雇用促進、あらゆるハラスメントの防止等、多様性(ダイバーシティ)を認めあい、人権の視点を持った企業活動の推進を図る手法の検討に努めます。加えて情報収集・提供等の支援を進めていきます。

■ めざす姿(目標)

企業活動における人権尊重の国際的要請に応えつつ、多様な人々が差別なく働き、その能力を最大限に発揮できる開かれた職場環境を整備する。

特に、公正な採用選考、あらゆるハラスメントの防止、そして様々な人権課題を抱える人々(高齢者、障がい者、外国人、刑を終えて出所した人など)の雇用促進に取り組む。

■ 取り組みの方向

- ✓ 八尾市企業人権協議会の未加入企業にとってもメリットとなるような、魅力的なセミナーや研修メニューを開発・提供することで、新規加入を促進します。
- ✓ 人権尊重についての事業者の責務(事業活動が人権侵害を引き起こしたり、助長したりしないように回避する義務)の徹底を図ります。
- ✓ 「ビジネスと人権」^{P140}や「人権デュー・ディリジェンス」^{P135}の概念をあらゆる事業所に普及・啓発し、企業活動における人権尊重の取り組みを促進します。
- ✓ 公正な採用選考の実施、男女間の賃金・昇進格差の是正、障がい者雇用促進など、多様性を認め合う職場環境の構築に向けた啓発活動を強化します。
- ✓ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、レイシャル・ハラスメント^{P143}など、あらゆるハラスメントの防止を徹底するための研修や情報提供を実施します。

- ✓ 複合的差別やマイクロアグレッションを深く理解するため、社会的マイノリティ当事者の声を聴く人権研修を実施します。
- ✓ 「ビジネスと人権」のプロセスにおいて、企業活動における労働者の人権リスクの特定と是正に不可欠な役割を果たす重要なステークホルダー^{P135}の存在である労働組合に普及・啓発を促進します。
- ✓ 労働情報誌「労働情報やお」への記事を充実させ、人権啓発に役立てます。
- ✓ 入居差別解消の啓発において、八尾市居住支援協議会を通じて行政や不動産関係団体、居住支援法人等の円滑な連携を図るとともに、居住サポート住宅やセーフティネット住宅の登録促進に関する啓発を推進します。

◆本審議会の意見

- ・「ビジネスと人権」にかかる取り組みの充実を図る。
- ・入居・土地差別に対する仲介業者・保証会社・家主等への取り組みの充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
19	八尾市企業人権協議会への加入促進 八尾市企業人権協議会への加入促進を図る手法を検討します。 (例)公正採用選考人権啓発推進員研修会などでの加入勧奨	労働支援課
20	あらゆる企業への人権啓発の推進 公正採用選考人権啓発推進員を選任する義務のない企業や八尾市企業人権協議会へ未加入の企業も含めたあらゆる企業に対し、人権啓発の取り組み支援を行います。 また、八尾市企業人権協議会と連携し、公正採用選考人権啓発推進員を中心とした企業内における人権啓発推進の支援に努めます。 (例)企業における人権研修の実施	労働支援課

No.	主な取り組み	庁内関係課
21	<p>働く人への人権啓発の支援</p> <p>多様な形態で働く人が人権研修を受けやすいよう環境づくりに努めるとともに、参加を促すよう研修内容等の工夫に努めます。</p> <p>(例)人権啓発セミナーの開催</p>	<p>人権政策課 労働支援課</p>
22	<p>企業への幅広い情報の提供</p> <p>企業の社会的責任を踏まえ、企業内での人権意識の向上を図る取り組みを進めるため、八尾市企業人権協議会や八尾商工会議所と連携して、より広く人権の視点を取り入れた幅広い情報提供を行う等の支援を行います。</p> <p>(例)労働情報やおの発行</p>	<p>労働支援課</p>
23	<p>関係機関との連携による入居差別をなくす啓発の推進</p> <p>入居が困難な人びとへの支援として、大阪府の「宅地建物取引業人権推進員制度」や「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を活用し、大阪府と連携して入居差別をなくす啓発を推進します。</p> <p>また、八尾市居住支援協議会を通じて行政や不動産関係団体、居住支援法人等が連携した取り組みを進め、居住サポート住宅やセーフティネット住宅の登録促進に関する啓発を行います。</p> <p>(例)大阪あんぜん・あんしん賃貸支援検索システムの情報提供</p>	<p>人権政策課 地域共生推進課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども若者政策課 住宅政策課</p>

(2) 特定職業従事者(市職員等)に対する人権啓発の推進

先の「人権教育のための国連10年」の取り組みでは、人権教育に関わりの深い職業を特定職業従事者とし、国の行動計画では、公務員、教員、医療関係者、福祉関係者、消防職員や警察職員など地方自治体に関わりのある職種も含めて指定しています。

すべての市職員は、人権尊重の社会の実現に深く関わり、どのような業務を遂行するにあっても、人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身につけていることが必要です。

また、人権行政は、特定の部局のみが実施するものではなく、福祉、教育、医療、住宅、道路整備や消防などすべての行政分野において、すべての市職員があらゆる人びとの状況に配慮し、市民の立場に立って遂行する責任を有しています。

人権研修の内容についても、行政には多くの個人情報が集められるため、市職員はその適正な取り扱いをはじめとした、より高い人権意識を持つことが求められており、八尾市人権施策推進本部と連携して、すべての市職員に対して、幅広い内容の人権研修をカリキュラムに取り入れるなど、研修の充実を図っていきます。

■ めざす姿(目標)

市職員(外郭団体、指定管理者含む)の人権意識を高度化し、全ての業務において人権尊重の理念を徹底し、人権侵害の事案発生を未然に防止する。
また、事案が発生した際には、被害者を守れるよう実効的な対応を行う。

■ 取り組みの方向

- ✓ 職階別研修や派遣研修に加え、職員の人権研修効果を最大化する手法を検討し、研修で得た知識の課内共有を義務付けます。
- ✓ 人権主担当者研修のテーマ設定や開催時期を工夫し、より多くの職員の参加を促します。
- ✓ 過去の人権侵害事例の原因を分析し、再発防止に繋がる研修内容を強化します。
- ✓ 研修の企画・実施にあたっては、教育・啓発の中立性を確保しつつ、民間の専門機関や講師等の人材を積極的に活用します。
- ✓ 人権担当者の自己研鑽を促し、日頃から人権感覚を豊かにするための主体的な取り組みを支援します。

◆本審議会の意見

- ・意思表示が困難な人への取り組みの充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
24	<p>職員研修計画に基づく人権研修の実施</p> <p>新規採用職員研修や新任時研修など在职年数や職階ごとの研修等、年次計画に基づいて、体系的に人権研修を実施します。また、研修内容を各所属で共有し、認識を深めていくように努めます。</p> <p>(例)年次計画に基づく人権研修の実施</p>	人事課
25	<p>あらゆる階層の市職員への人権研修の実施</p> <p>幅広い人権問題をテーマに、職員の意識、資質の向上を図ることを目的として、幹部職員をはじめとしたあらゆる階層の職員を対象に、研修を実施します。</p> <p>人権に関わる啓発事業等に職員の参加を図るとともに、会計年度任用職員を含むすべての職員が受講しやすい環境整備に努めます。</p> <p>研修で学んだ内容を業務に活かし、すべての職員が人権尊重の視点で業務を遂行できるように研修の手法・内容について検討し、計画的に研修を実施します。</p> <p>(例)すべての職員を対象とした人権研修の実施</p>	人事課 人権政策課
26	<p>各所属の人権主担者を中心とした職場での人権研修の推進</p> <p>人権主担者を中心に、職員の人権問題に関する意識の高揚と資質の向上に努めます。</p> <p>各職場における人権意識の浸透と職員の知識の習得を図るため、職場内における研修内容の周知に努めるとともに、得た知識を踏まえた業務や取り組みの改善を図ります。</p> <p>所属長や人材育成マネジャー(※)と連携しながら、各職場において理解が求められる日常業務に即した人権課題について、職場内研修を実施します。</p> <p>(例)人権主担者研修の実施</p>	人権政策課

※人材育成マネジャー:本市における課長補佐、またはこれに相当する職にある人から、所属長が指名する人で、所属長を補佐し、所属職員の人材育成及び職場環境づくりを行います。

No.	主な取り組み	庁内関係課
27	<p>専門的で高度な人権知識の習得</p> <p>人権課題に対しての幅広い情報収集とその認識が高まるよう、外部の専門機関が実施する研修に参加するなど、より専門的で高度な人権についての知識の習得に努めます。</p> <p>(例)外部研修への参加</p>	人権政策課
28	<p>障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発の促進</p> <p>「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づき、障がいのある人の状況に配慮した支援を職員が適切に対応できるよう、研修の実施や更なる法制度等の周知に努めます。</p> <p>(例)職員研修の実施</p>	障がい福祉課
29	<p>外郭団体や指定管理者等への働きかけの促進</p> <p>市民との関わりの深い業務を担っている外郭団体、指定管理者や窓口業務の受託事業者等へ知識の習得等を目的に研修等の取り組みについて働きかけ、人権意識の高揚を図ります。</p> <p>(例)外郭団体や指定管理者等への働きかけ</p>	人権政策課 及び 関係課

(3) 特定職業従事者(福祉関係者)に対する人権啓発の推進

市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等と接する機会が多い福祉部局の職員、社会福祉協議会職員、民生委員児童委員、社会福祉事業者等の福祉関係者は、社会的に支援を要する人びととの関わりにおいて、人の生命と健康に関わる機会が多く、個人の人格の尊重やプライバシーの保護や公正公平な対応など、人権尊重の観点に立ち、利用者の視点から、職務を行うことが求められています。また、虐待やDV^{P137}などといった人権侵害を発見しやすい立場にもあり、高度な人権感覚も求められています。

さらに、利用者による福祉従事者に対するレイシャル・ハラスメントなどのカスタマー・ハラスメント^{P131}が問題となっていることから、その対策が求められています。そのため、福祉関係者の人権意識の高揚に向けた研修機会の充実に努めます。

■ めざす姿(目標)

福祉関係者が、利用者一人ひとりの人権や尊厳、プライバシーを尊重した、支援を提供できるよう地域の人権課題に対する福祉関係者の理解を深め、適切な支援につなげる。

■ 取り組みの方向

- ✓ 集団指導や地域ケア会議等を活用し、受講者のニーズや社会的支援を要する人々の視点を考慮した人権研修を実施します。
- ✓ 関係機関((社福)八尾市社会福祉協議会、八尾市民生委員児童委員協議会、八尾地区保護司会等)と連携し、地域における人権課題に関する正しい理解の普及啓発を実施します。
- ✓ 障がい者理解を深めると共に、障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領に基づく啓発を継続し、法制度の周知を図ります。
- ✓ 養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修を実施し、施設内での虐待防止研修の実施を促進します。
- ✓ 介護保険施設等における身体拘束ゼロに向けた自主的な体制整備を推進するため、マニュアル作成支援や研修会(身体拘束ゼロ推進員養成研修)を実施します。

◆ 本審議会の意見

- ・福祉事業者が行う人権研修の充実に図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
30	<p>福祉関係者への人権啓発の推進</p> <p>福祉関係者の職務に即し、人間の尊厳や個人のプライバシーなどに配慮した対応ができるよう、受講者のニーズや社会的支援を要する人等の視点を考慮した内容で人権研修の充実を図り、より多くの福祉関係者が参加できるよう努めます。</p> <p>(例)指定事業者集団指導や地域ケア会議のほか、さまざまな機会での人権研修の実施</p>	<p>地域共生推進課</p> <p>福祉指導監査課</p> <p>高齢介護課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>こども施設運営課</p> <p>保育・こども園課</p>

(4) 特定職業従事者(保健・医療関係者、消防職員)に対する人権啓発の推進

保健・医療関係者は、人の生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント^{P129}の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が不可欠です。そのため、生命の大切さ、人間の尊厳や個人のプライバシーなど患者一人ひとりの人権に配慮した行動が求められ、体制の確立や研修などの実施に努めます。

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守るという活動自体が人権に深い関わりがあるため、業務における具体的な事例を踏まえ、大阪府(消防学校)や関係機関との連携のもと、人権に関する研修の充実に努めます。

また、保健・医療関係者、消防職員は、虐待、DVなど、人権侵害を発見しやすい立場にあり、医療行為等のほかに、人権侵害に対する通報や連絡といった速やかな対応が求められています。

■めざす姿(目標)

保健・医療関係者が、患者の生命と健康に直接関わる専門職として、インフォームドコンセントの徹底や個人のプライバシーに配慮した医療を提供できるよう、人権意識を醸成する。

消防職員が、市民の生命、身体、財産を守る業務において、人権に深く配慮した行動をとれるようにする。

■ 取り組みの方向

- ✓ 各機関の業務における具体的な事例を踏まえ、生命の大切さ、人間の尊厳、個人のプライバシーの尊重や障がい者理解を深めるための配慮した研修を充実します。
- ✓ 研修で得た知識を各職場内で確実に共有し、継続的な実践に繋げるための体制を確立します。
- ✓ 感染症患者等に対する偏見・差別をなくすための正しい知識の普及啓発を推進します。

No.	主な取り組み	庁内関係課
31	<p>保健・医療関係者、消防職員への人権啓発の推進</p> <p>保健・医療関係者、消防職員への人権研修の推進に努めます。</p> <p>人権侵害に対する速やかな対応が取れるよう体制の整備に努めます。</p> <p>(例)乳児家庭全戸訪問事業従事者への人権研修</p>	<p>こども健康課</p> <p>消防本部</p> <p>市立病院</p>

3. 地域での取り組み

地域社会には、さまざまな人が住み、いろいろな違う考えや意見があります。本計画では、このような人びとが、互いにふれあいや交流を通じて、人権意識を高めていく場として、また、人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止めるだけでなく、人権尊重の精神を日常生活に活かしていくことのできる場として地域をとらえます。

今日の地域社会では、近隣との人間関係が希薄になり、地域コミュニティの形成が難しくなっています。地域には、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ、部落差別(同和問題)など、さまざまな人権課題の当事者や複合的な課題を抱え、支援が必要な人がともに生活しており、考え方、価値観の違いや偏見に基づく先入観から、相手に対する誹謗や中傷といった人権侵害に発展することがあります。

また、災害が起きた際には、高齢者や障がい者、子ども、傷病者や妊婦等、要配慮者の方々の避難時や避難後の生活について、その特性に配慮した食料や日常生活用具・機器の確保や、避難所における占有場所の配置などを考慮する必要があり、人権が尊重された社会を実現するため、地域住民の人権意識を向上させ、地域の力を総合的に高めることが大切です。そのため、地域の活動に今まで参加できていない人びとが自発的に参加し、地域住民とのつながりを持ち、互いに理解して人権教育・啓発活動に携わることができるしくみを考える必要があります。

市民どうしの支えあい、関わりあいの中でさまざまな問題を解決していくことが重要であり、地域の力を一層引き出していくためにも人権尊重をベースにした人権教育・啓発はますます重要になってきています。

(1) 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

① 地域活動の場を活用した人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会基盤を構築するため、市民の誰もが学び続けることのできる生涯学習の視点に立ち、地域社会において、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人びとが互いの違いを認め合い、自分らしく生活できるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図っていきます。

これからの社会を担う子どもたちには、地域における子どもを中心とした活動だけでなく、地域の祭りやその他のさまざまな活動を活発にする一方で、地域住民が自分ごととしてさまざまな関係施設と協力しながら子どもに関わる取り組みを行うことが重要です。

今日では、さまざまな取り組みの場面に地域の人びとや施設関係者が活躍する機会が増えてきています。今後、こうした取り組みを一層推進することで地域との連携を進めていきます。

② 地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発の推進

地域における人権啓発の中心組織として、本市の各種分野の団体と地区福祉委員会で構成されている八尾市人権啓発推進協議会があり、草の根レベルで人権啓発活動を進めています。

同協議会は、地域における人権啓発を推進するために各地区福祉委員会ごとに5名の人権啓発推進委員を選任し、地域での人権啓発活動を担っており、地域のさまざまな人権に関わる課題の発見や人権の「気づき」を広めていくためには、身近な場所での人権教育・啓発が不可欠です。

今後は、これらの取り組みを身近に感じてもらえるよう、地域活動をサポートできる体制や手法(教材の提供や講師の派遣など)といった具体的な支援に努めます。

また、同協議会では、市内に28ある校区まちづくり協議会などの地域の住民自治組織、福祉団体や社会教育団体等との連携が今後も重要であり、とりわけ地域での核となるべき人材の育成に向けた人権啓発推進委員養成研修等の人権研修会を行い、育成を受けた人が地域への人権啓発活動に活かし、指導者の育成事業等、地域に人権啓発を広めていくことに努めます。

③ 地域、家庭、学校・認定こども園等の連携の推進

子どもは、成長過程において、家庭だけではなく、地域社会、学校・認定こども園等と関わりながら多くの大人たちに囲まれて生活しています。子どもに対して影響を及ぼしうる一人ひとりの大人が、人権について、とりわけ子どもの人権について理解を深めることが必要であるとともに、子どもも自身の人権や他の人の人権を理解するため、人権を学ぶことが大切です。

また、地域、家庭、学校・認定こども園等が連携できるしくみづくりを進めながら、人権教育を推進する必要があります。その際に、個々の意欲や姿勢に任せるのではなく、各々が一体となって組織的に取り組みを進め、子どもたちの人権が守られ、子どもたちが愛着を持てるような地域

を築いていくことが大切です。

そのため、学校・認定こども園等を地域に開放し、保護者との協力関係や信頼関係を築きながら、地域とともに子育て・子育ての取り組みの中で、人権教育・啓発を進めていきます。

④ こどもも大人も地域で学ぶ人権教育

人権は、それについて学習することも必要ですが、普段の生活や人間関係において人権に気づくことが重要であり、地域や学校等と連携、協働しながらこども自身が自発的に学ぶ環境を整える必要があります。

また、こども自身がこどもの人権について理解するだけでなく、こどもの人権に対して大人が理解を深めることも大切です。こどもが自立心、命を大切にすることを身につけていくように地域でサポートしていき、地域に根づいた人権尊重のまちづくりを進めます。

⑤ 地域におけるこどものいじめ防止等の取り組みの推進

こどものいじめの問題が大きな社会問題となる中で、「八尾市いじめ防止基本方針」における基本理念において、「いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない」としており、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者の連携のもと、それぞれの立場からその役割を果たし、一体となっていじめの問題を克服することをめざしています。

地域においては、こどものいじめを見逃さないために、いじめを見かけたときは、学校へ通報する等、こどもに寄り添った適切な対応に努めます。

■ めざす姿(目標)

地域住民一人ひとりが、互いの多様性を尊重し、人権課題を自分事として捉え、地域全体で人権を守り育む共生社会を実現するために、参加型の学習機会を拡充し、地域に根づいた人権教育・啓発を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 地域住民のニーズを細かく把握し、より実態に即したテーマや形式での学習機会を提供します。
- ✓ 特定の年齢層や属性への参加偏りを解消するため、一時保育の提供や夜間・休日開催、身近な公共施設での講座開催など、参加しやすい環境整備を行います。
- ✓ 人権課題の当事者の声を積極的に取り入れ、共感と自分事として捉える意識を育む参加体験型学習を推進します。
- ✓ 地域住民自治組織や福祉団体等との連携を強化し、地域で核となる人材(リーダー)の育成と、現代的課題に関する取り組みへの支援を行います。
- ✓ 「地域の実情を踏まえた」という観点で、特定の人権課題を取り扱わない理由とならないよう留意し、普遍的な人権尊重の理念を地域全体に浸透させます。

◆ 本審議会の意見

- ・「ふれあい喫茶」などのさまざまな地域イベントの活性化を図る。
- ・八尾市人権啓発推進協議会の取り組みの充実を図る。
- ・親子参加型学習会等により人権学習会への参加者の拡大を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
32	<p>誰もが参加しやすい学習機会の提供</p> <p>講座を開催する際には、人権の視点を取り入れ、市民に身近な親しみやすい場所において、誰もが参加しやすい学習機会の提供やバリアフリー^{P139}化などの環境整備に努めます。</p> <p>(例)生涯学習講座の実施</p>	<p>桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター 生涯学習課</p>
33	<p>学校と地域の連携の推進</p> <p>学校施設などを使い、子どもが安全で安心して活動できる場所(居場所)づくりを地域と連携して推進していきます。</p> <p>(例)放課後子ども教室の実施</p>	<p>生涯学習課</p>
34	<p>地域活動の場を活用した人権教育・啓発の推進</p> <p>子どもを中心としたスポーツや文化活動、地域の祭りなど地域活動の場を活用して、世代間交流や多様な体験活動をすることにより、子どもたちが地域に愛着を持てるコミュニティの形成に努め、人権尊重の考え方が身につくしくみを検討します。</p> <p>(例)放課後子ども教室の実施</p>	<p>生涯学習課</p>
35	<p>八尾市人権啓発推進協議会による人権啓発の促進</p> <p>市内全地域において、八尾市人権啓発推進協議会による人権研修を、地区福祉委員会単位で、地域の実情にあわせたテーマで実施します。</p> <p>その際、より多くの参加者が得られるよう、対象者を絞った身近なテーマの設定や体験型学習を取り入れるなど、広報、開催方法や研修形式を工夫します。</p> <p>各地区福祉委員会に人権啓発推進委員を設置し、地域における自主的な人権啓発を推進します。</p> <p>(例)各地区人権研修の実施</p>	<p>人権政策課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
36	<p>地域で活動する団体等との連携や支援の推進</p> <p>地域の住民自治組織や福祉団体等との連携を深め、地域で核となるべき人材の育成や指導者の育成、現代的課題に関する取り組み等の支援に努めます。</p> <p>(例)地域内のさまざまな主体での会議の開催</p>	<p>コミュニティ政策推進課</p> <p>高齢介護課</p> <p>生涯学習課</p>
37	<p>地域の教育活動における人権尊重の視点の導入</p> <p>地域と学校・認定こども園等が連携して子育てを支える環境を築くため、地域の教育活動の中に、人権を尊重する視点を持って地域の教育力の活性化に努めます。</p> <p>(例)人権に関連したこども対象教室等の実施</p>	<p>こども施設運営課</p> <p>保育・こども園課</p> <p>生涯学習課</p> <p>桂青少年会館</p> <p>安中青少年会館</p>
38	<p>地域社会におけるこどものいじめ防止に向けた取り組みの推進</p> <p>市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体でこどものいじめをなくす啓発及び広報活動をはじめとする取り組みを推進します。</p> <p>(例)八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催</p>	<p>こども・いじめ何でも相談課</p> <p>人権教育課</p>

(2) 家庭における人権教育・啓発の支援

① 保護者へのこどもに関する人権教育・啓発の推進

家庭は、地域社会の原点であり、社会規範や倫理観、生命を尊ぶ心を養うなど、こどもの成長にとって重要な役割を担っており、家庭教育は、人間形成を図るための基盤となります。

また、保護者やこどもがこどもの権利について正しく理解し、こどもの権利を尊重する意識を高めていくことが必要です。

こどもは、成長していく中で、家庭において、さまざまな場面で親をはじめとする大人の影響を受けます。特に、乳幼児期のこどもは保護者自身の人権に対する考え方が大きく影響します。こどもを一人の人間として認め、保護者自身が子育てに誇りと喜びを実感することがこどもへの人権教育の第一歩であり、日常生活で人権を尊重する態度をこどもに示していく必要があります。

そのため、さまざまな場面において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深める機会を設けていきます。

また、2020(令和2)年4月には児童虐待防止法が改正施行され、親がしつけに際して体罰を加えることが禁止となりました。体罰はこどもの成長、発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があることが報告されています。この改正は体罰をした親を罰するためではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたもので、児童虐待など、こどもへの人権侵害の行為を早期に発見し、こどもとその保護者に適切な支援と、児童虐待防止に向けた教育・啓発に努めます。

さらに、こどものいじめ問題について、いじめを許さない心と態度、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むために、保護者に対するいじめ防止に向けた教育・啓発に努めます。

② 相談窓口の充実

保護者は、誰でも子育てに悩み、孤独感を感じる場合があります。また、インターネットなどで育児情報があふれている中で、不確かな情報に惑わされてしまう場合があります。

そのため、保護者に対するサポート体制を充実させる必要があります。保護者が気軽に相談し、助言を得ることができるように、こども総合支援センターほっぷと教育センターを中心とした相談窓口の一層の充実を図るとともに、こどもと保護者が地域で孤立しないように、地域子育て支援拠点と関係機関が連携をしながら、身近に相談できるようなシステムづくりに努めます。

また、認定こども園等は、子育ての知識、経験、技術を蓄積しており、地域における身近な子育て支援の拠点としての役割を果たしていることから、これらの機能を強化するとともに、直接、家庭支援を必要とする家庭を訪問するなど相談機関としての機能の充実に努めます。

■ めざす姿(目標)

家庭がこどもたちの最初の、そして最も重要な人権教育の場であることを踏まえ、保護者が人権に関する正しい知識と意識を持ち、家庭内で人権が尊重される実践ができるよう相談窓口の充実や、きめ細やかな支援と学習機会を提供する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 保護者が参加しやすいよう、一時保育の提供や夜間・休日開催、身近な公共施設での講座開催や相談窓口の充実など、参加環境を整備します。
- ✓ 児童虐待防止対策の一環として、保護者への人権教育・啓発を強化し、子育て不安に対する専門的な支援と、地域における子育て支援ネットワークを連携させます。
- ✓ 「こどもの権利に関する条約」のリーフレット配布など、家庭で人権について考えるきっかけとなる啓発資料の作成・配布を継続します。
- ✓ 保護者向けの研修や情報提供において、こどもの人権(参加・参画の重要性等)や多様性に関する理解を深める内容を盛り込みます。

No.	主な取り組み	庁内関係課
39	<p>保護者への人権教育・啓発の推進</p> <p>保護者が家庭において、人権尊重の視点を持って日常生活や子育てができるよう、人権を学ぶことの大切さを理解し、学ぶ機会を設けます。</p> <p>(例)人権学習講座の実施</p>	生涯学習課
40	<p>保護者どうしのネットワークづくりへの支援</p> <p>地域子育て支援拠点などを活用して、同じ悩みを持つ親どうしが交流し、情報交換できるネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>(例)認定こども園及び地域子育て支援拠点における交流事業</p>	こども健康課 こども施設運営課
41	<p>子育て支援を通じた人権教育・啓発の推進</p> <p>地域で活動する人びとのネットワークの強化に努め、支援を行う人も含めた子育て支援活動を通じた人権教育・啓発の推進に努めます。</p> <p>(例)地域子育て支援拠点を中心とした地域交流会</p>	こども健康課

No.	主な取り組み	庁内関係課
42	<p>保護者が人権教育・啓発を受ける環境の整備</p> <p>一時保育や保育場所の整備、開催日時等を工夫するなど保護者が参加しやすい環境整備を行います。</p> <p>(例)一時保育サービスの実施</p>	人権政策課
43	<p>児童虐待防止に向けた教育・啓発</p> <p>児童虐待防止に向けた理解を深めるための教育・啓発に努めます。</p> <p>(例)子どもと通告対象家庭への援助方策</p>	子ども・いじめ何でも相談課
44	<p>子どものいじめ防止に向けた教育・啓発</p> <p>子どものいじめ防止等の保護者の役割についての教育・啓発に努めます。</p> <p>(例)八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催</p>	<p>子ども・いじめ何でも相談課</p> <p>人権教育課</p>
45	<p>子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実</p> <p>子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。</p> <p>(例)地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て総合相談の実施</p>	<p>子ども若者政策課</p> <p>子ども・いじめ何でも相談課</p> <p>子ども健康課</p> <p>子ども施設運営課</p> <p>教育センター</p>